



Vehicle
Certification
Agency

マルタ向け車両輸出のため の UVIA に基づく車両 の VCA ガイド For the UVIA Member

VCA Asia Pacific
3F Kanayama Yamato Building
1-6-9, Shinotou,
Atsuta-ku
Nagoya 456-0018,
Japan

Telephone: +81 52 683 8831
Fax: +81 52 683 8832
E-mail: enquiries@m1.vca-asia.net
Website: www.vca-asia.net

マルタ向け車両輸出のための UVIA に基づく車両の VCA ガイド For the UVIA Member

連絡先： VCA 日本事務所
電話： 052-683-8831
Fax: 052-683-8832
E-mail: malta@vca-asia.jp

ステップ 1

UVIA からの依頼で SVA 検査が必要になりましたら、VCA 専用の申請用紙に必要事項を記入し、ワードファイルのまま添付し、上記の電子メールアドレスにお送りください。貴社の連絡先、車両輸出先であるマルタの顧客の連絡先等、省略せず正しい表記で載せてください。

VCA はその電子メールを受け取り次第、検査地や検査場所を調整いたします。

ステップ 2.

・ 検査

検査は基本的に、輸出予定の車両がマルタで試験済みの型と一致する事を、実車両を目で見て確認することになります。以下の点に特に注意して検査します。後写鏡、車体両側の方向指示器、タイヤ（サイズや許可マーク）、シート、シートベルト（許可マーク）、スピードメーター、ブレーキペダル等。詳しくは別紙ガイダンスをご確認ください。

・ 検査費用

1 日、1 箇所又は同じ地区で実施する検査に最低16台用意していただきます。

検査台数が16台以上の場合、費用は1台につき¥10,000。

16台未満の場合は1日の検査費が160,000円。（1台でも15台でも同じ160,000円/1日となります。）

再検査車両は、新規での車両検査が16台以上ある場合に限り1台あたり4,800円となりますが、新規車両検査が16台以下の場合は再検査でも10,000円となります。

・ 検査地への移動

検査官は電車で検査地の最寄駅まで行き、その最寄駅から検査地までは、輸出業者側で手配していただきます。最寄駅から検査地までの交通費（タクシー代）は輸出業者側のご負担となります。もしくは、最寄駅までお迎えに来ていただいても結構です。その場合は、時間厳守をお願い致します。約束の時間より10分を超えた場合は、タクシー（タクシー代は輸出業者側ご負担）を利用して検査地へ向かいます。3営業日前に行う最終確認にて、移動方法についても確認を致しますので、あらかじめお迎えが可能かどうかをご連絡ください。

- ・ 名古屋⇄検査地最寄駅（新幹線－交通費VCA負担）

- ・最寄駅⇔検査地 送迎（約束時間を10分以上超えた場合はタクシーで移動－輸出業者ご負担）
- ・最寄駅⇔検査地（タクシー 輸出業者ご負担）

ステップ 3.

検査終了後、検査済み車両台数と UVIA 基準を満たしている車両台数をお知らせします。その場で検査済み車両台数、認可証発行可能な車両台数、マルタ顧客名を確認し、確認書に署名をしていただきます。

ステップ 4.

証明書を発行する車両の詳細をのせた請求書をお送りします。貴社で必ず詳細を確認するようお願いいたします。マルタの顧客名についても確認してください。ここに記載された詳細が認可証に記載され、一度発行した認可証の書き換えはできません。

ステップ 5.

VCA 所定の銀行口座に入金が確認された 5 営業日以内に証明書を発行します。